

# 「国際交流ひらかわの風の会」会則

## 第1条（名称）

この会の名称は、「国際交流ひらかわの風の会」（以下「会」という。）とする。

## 第2条（事務局の所在地）

この会の事務局は、山口市平井1064-2（副会長宅）に置く。

## 第3条（目的）

この会は、山口市平川地区に在住する外国人（山口大学の留学生や外国人教員等）と地域・学校との共生を推進し、生活に密着した異文化理解や国際理解を相互に深めあうため、国際交流のパイプ役を担うことを目的とする。

## 第4条（活動）

この会は、前条の目的を達成するために必要な活動を行う。

## 第5条（会員）

- 1 この会の会員は理事で構成し、平川地区在住及び近隣の人で、年齢・性別・国籍を問わず、会の目的を理解するものをもって構成する。
- 2 理事は、所定の年会費2000円を納めなければならない。但し、学生会、オブザーバーからは、会費は徴収しない。

## 第6条（役員等）

- 1 この会に次の役員を置き、理事の中から会長1名、副会長1名を互選して会務を行う。
- 2 理事会の承認で顧問、オブザーバーを置くことができる。  
会長... 1名、副会長... 1名、理事... 若干名、監事... 1名、事務局長... 1名、事務局スタッフ... 若干名、オブザーバー... 若干名
- 3 学生会を置き、当会の活動を学生の立場で支援し、企画実行する。  
代表・・・1名、書記・・・1名

## 第7条（会議）

本会の会議は、定時理事会及び臨時理事会とする。

- 1 理事会は、毎年6月中に定時会を開く。臨時理事会は会長が必要と認めたる時召集し、理事会の決定に従い次の事項を決定する。  
予算、決算に関すること。  
事業に関すること。  
財産に関すること。  
会長、副会長の選出。  
会則の変更。  
その他必要な協議事項。
- 2 理事会の決議は、出席理事の過半数を以って之を決する。
- 3 当分の間、理事会は総会を兼ねる。

## 第8条（会計）

## 「国際交流ひらかわの風の会」会則

- 1 この会の会計年度は、平成23年度に限りは、6月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。以後は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
- 2 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入を以って支弁する。
- 3 会計監査は、年1回行ない、毎年度決算において生じたる剰余金は次年度へ繰越すものとする。

### 第9条（その他）

この会の運営に新たな取り決めが必要になった場合は、理事会で相談し追加することができる。

付 則

この会則は平成16年6月22日から施行する。

付 則

この会則は平成22年6月26日から施行する。

付 則

この会則は平成23年6月12日から施行する。